

福島県・長崎県国家戦略特別区域会議（本会議）運営規則

令和 7 年 5 月 29 日

福島県・長崎県国家戦略特別区域会議

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福島県・長崎県国家戦略特別区域会議（本会議）（以下「会議」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

（会議の公表）

第 2 条 会議は、原則非公開とし、会議の終了後、速やかに会議資料を公表するとともに、会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、資料の公表が、福島県・長崎県国家戦略特別区域の事業の推進に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、会議の決定を経て当該資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

3 第 1 項に規定する議事要旨は、会議が開催された翌日から起算して 3 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）以内に公表するよう努めなければならない。

（公表に当たっての留意事項）

第 3 条 会議の出席者は、前条の規定により公表された範囲を超えて、会議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

（公表方法）

第 4 条 第 2 条に規定する資料、議事要旨の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。